

文京区国民健康保険高額療養費資金貸付制度の終了について

1 高額療養費資金貸付制度について

(1) 制度の概要

高額療養費の支給対象となる療養を受けた被保険者に対し、その高額な医療費支払いのための資金（高額療養費の支給見込額の 90%に相当する額）を貸し付けることにより、被保険者の療養を確保し、生活の安定を図ることを目的とした制度である。

(2) 根拠条例

文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例（昭和 52 年条例第 10 号。以下、「条例」という）

2 制度終了の理由

医療制度の改正により、限度額適用認定証の導入やオンライン資格確認の開始、マイナ保険証の普及等により、高額療養費の現物給付化が進んだため、患者が高額な医療費を一時的に窓口で全額支払う必要がなくなった。これにより、本貸付制度の必要性が低下し、平成 27 年度以降は貸付実績がなく、本制度は当初の役割を終えたことから、本制度を終了する。

3 今後の予定

令和8年9月	条例廃止について定例議会へ議案提出
令和9年4月1日	制度終了